

平成 25 年度第 1 回臨時評議員会議事録（要旨）

- 1 開催の日時及び場所
平成 26 年 3 月 28 日（金）
午後 3 時 29 分～午後 4 時 33 分
調布市国領町 3 丁目 8 番地 1
調布市国領高齢者在宅サービスセンター 活動室 2
- 2 評議員の現在数 8 名
- 3 定足数 5 名
- 4 出席評議員数 8 名

5 審議事項

議案第 4 号 評議員会運営規程の制定（案）について

議案第 5 号 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の改正（案）について

6 報告事項

報告第 1 号 平成 26 年度事業計画について

報告第 2 号 平成 26 年度収支予算について

7 議事の経過及びその結果

(1) 会議成立の報告

冒頭で事務局次長が定員数の充足を確認し、会議が有効であるとの報告があった。

(2) 議長の選任

定款に基づき、出席した評議員の中から選出した。

(3) 議事録署名人の選任

定款に基づき、出席した評議員の中から選任することを説明し、議事の審議に移った。

(4) 審議事項

ア 議案第 4 号 評議員会運営規程の制定（案）について

事務局より次のように説明があった。

「既に平成 24 年度第 1 回臨時評議員会で確認いただいているが、このたび規程として整備した。評議員会の運営に関して法令、定款の定めがある事項について条文化した。定時評議員会を年 1 回毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催するものとし、臨時評議員会については、翌年度の事業計画及び収支予算報告のため、年 1 回は毎事業年度開始前に開催するよう定めてある。そのほか人事案件等、評議員会に諮るべき事案が発生した場合には、理事会の議決を経て、必要に応じ開催できるとしている。その他、招集手続、議長、議事の進行や説明方法、決議事項及び決議の方法、議事録等について定めたものである。施行日は、来年度より運用することとし、平成 26 年 4 月 1 日からとしている。なお、理事会においても、これと同様に「理事会運営規程」を定めている。」

審議の結果、満場一致で原案了承と決した。

イ 議案第 5 号 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の改正（案）について

事務局より次のように説明があった。

「役員等の報酬等について、日割り計算にて算定した際の 1 円未満の端数の取り扱いを

明記するなど、規程の整備を行うため改正する。この規程の改正は、評議員会の決議により行くとされており、提出するものである。」

審議の結果、満場一致で原案了承と決した。

(5) 報告事項

ア 報告第1号 平成26年度事業計画について

事務局より次のように報告があった。

『概要』

「現状と課題」

「(1) 公社を取り巻く社会状況。平成26年度は介護保険制度が施行されて15年目となる。施行当時の平成12年は約900万人だった75歳以上の高齢者は、団塊の世代が75歳となる平成37年には「後期高齢者2,000万人社会」となることが見込まれる。今後は、とりわけ都市部を中心に75歳以上の高齢者が急増していくと推測され、単身者や夫婦のみの高齢者世帯が増加するなど、地域社会や家族関係が大きく変容していく中であって、「地域包括ケアシステムの構築」や「介護保険制度の持続性の確保」が求められている。こうした中、国は、平成27年4月施行予定の介護保険制度の改正に向け介護保険法の改正案を国会に提出した。この一連の改正では、「地域包括ケアシステムの構築」に向けて、地域支援事業の充実と全国一律の予防給付を市町村が取り組む地域支援事業に移行し多様化を図ること。「介護保険制度の持続可能性の確保」においては、低所得者の1号保険料の軽減や、所得や資産のある方の利用者負担引き上げなど、改正が予定されている。

一方、調布市でも平成27年度に向け、今後調布市高齢者福祉推進協議会で討議するなど、平成27年度から29年度を計画期間とする第6期調布市高齢者総合計画策定の準備が進められている。」

「(2) 公社の現状と課題については5点掲げている。

1点目は、「公益法人としての事業の推進」である。公社が理念に掲げる「市民相互の助け合いと自立支援のための質の高いサービス提供を通じて、あたたかい地域づくり」の実現に向け、平成25年度に公社の全職員に対し「理念・使命研修」を実施した。さきに公社が公益法人に移行するに当たり、その公益性について主張してきた「循環型システムの推進」を初め3点については、今後公社が事業を推進していく上での指針となるもので、全職員の共通認識が必要と考え研修を実施した。今後は、公益法人としての理念・使命を公社の経営における基盤とし、これまで公社が担ってきた「地域におけるセーフティネットとしての役割」、「市民相互の助け合いによる地域づくり」、「地域における支え合いとコミュニティの創出」など、引き続き努めていく。

2点目は、「介護保険制度改正への対応」である。平成27年度の介護保険制度改正では、予防給付の一部が地域支援事業に移行されるなど、公社が実施する訪問介護事業、通所介護事業、住民参加型事業等にも大きな影響が想定される。新たな事業展開については、今後調布市が進める地域支援事業なども踏まえ、公社全体で検討する必要がある。

3点目は、「家族介護者支援の強化」である。国においても、このたびの制度改正の論

議の中で、今後在宅介護を進めていくには家族介護者への支援は重要な課題と捉えている。公社においても、家族介護者への支援については、これまで課題として位置づけ、推進してきた。この家族介護者への支援は、公社のみでは解決ができない大きなものであるが、今後も継続し、実績を積み上げていく必要があることから、引き続き課題としていく。

4点目は、「高齢者への安全・安心な食事の提供」である。調布市からの要請もあり、平成25年度に公社における食事の提供について総点検を行った。この中で、高齢者への食事の提供においては、子どもたちへの対応とは異なり、服薬と食材との関係や嚥下機能の低下への対応が重要であることがわかった。高齢者人口の増加に伴い、近年、公社のデイサービスにおいても、日常生活動作の低下した利用者が増加している。このような中、服薬と食材との関係や嚥下機能の低下への対応が、高齢者への安全・安心な食事の提供において課題となっている。

5点目は、「施設改修」である。公社の施設改修については、これまでも課題として上げ検討してきたが、平成27年度の介護保険制度改正は、公社の事業にも大きな影響が見込まれることから、今後の事業運営の方向性を見定めた上で、市と協議の上、事業展開に即した具体的な計画を作成することが必要となっている。」

「基本方針」

「記載の5点を基本方針とし、公益財団法人としての理念・使命に沿って公社事業を推進していく。」

「重点事業」

「課題解決に向け、以下5点にわたり実施していく。」

1点目は、「介護保険制度改正への対応検討」である。平成27年度の介護保険制度改正では、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域支援事業の充実を図るため、市町村の住民主体の活動での生活支援サービスの取組が求められている。公社がこれまで住民参加型事業として実践してきた生活支援サービスやホームヘルプサービス、食事サービスを、さらに調布市と連携を図りながら充実、拡大していく必要があり、介護保険制度改正について公社が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた対応を中心に検討するプロジェクトチームを設置する。あわせて、その原動力となる協力会員等の獲得に向け、認知症サポーター養成講座修了者等へ住民参加型事業の説明を行うなど、さまざまな機会を捉え、これら会員の拡充に努めていく。

2点目は、「家族介護者を支援する取組」である。家族介護者への支援の一環として、若年性も含めた認知症の当事者、家族、地域住民、専門職が集い、交流のできる「だれでもカフェ」をモデル事業として実施していく。

3点目は、「国領デイサービスにおける祝日開所に向けた検討」である。公社が調布市から受託している調布市国領高齢者在宅サービスセンターでは、祝日を休業としているが、祝日を含めた定期的な通所の希望がある。利用者や家族介護者の負担軽減を図ること、さらには継続的な見守りが必要な方へ、よりの確な対応を図るため、祝日のデイサービス実施に向けて検討をしていく。

4点目は、「高齢者への安心・安全な食事提供へ向けた取組」である。高齢者等への食事の提供には、個々の状況に応じた栄養支援や食形態等を考慮する必要があり、栄養

士の専門的な知見が欠かせない。公社の住民参加型サービスを担う協力会員が、こうした専門的な対応を日々の食事づくりに反映させるには、栄養士による研修や調理現場での個別指導が必要であり、栄養士を増員し、対応していく。また、訪問介護事業のヘルパーに対しても、栄養士による栄養支援や調理技術等の研修を行い、高齢者への安心・安全な食事提供を確実なものとしていく。さらに、この研修は公開講座とし、他の訪問介護事業所のヘルパーにも開放していく。

5 点目は、「施設改修計画の検討」である。このたび施設改修計画を検討するに当たっては、平成 27 年度の介護保険制度の内容を踏まえ、今後の公社事業の方向性を見定めた上で、これに対応できる施設改修とするため、各事業系の職員をメンバーとするプロジェクトチームを設置し、検討していく。さらに、この検討案を具体化するため、専門家による建物の構造的視点も取り入れ、検討していく。」

「I. 高齢者及び障害者等の生活支援に関する事業」

「1. 有償在宅福祉サービス事業」

「有償在宅福祉サービスは、専門職と協力会員との協働により「住民参加型」で事業を運営し、「支え合いの地域社会を目指す」公社の原点と言える事業である。重点事業の「介護保険制度改正への対応検討」は、介護保険制度の改正による影響が見込まれるため、協力会員の育成や多世代への拡大などの取組を進め、住民参加の基盤強化に努めていく。また、ホームヘルプサービス、食事サービスの協力会員活動を支えるため、それぞれの専門職である介護福祉士と栄養士の配置を厚くし、安心して活動が行えるサポート体制の構築や活動の質的向上を図る。

「高齢者等への安全・安心な食事提供へ向けた取組」については、食事サービス事業における、これからの時代に応じた新たなミッション（必要な人が、いざという時、助けてもらえる、見守ってもらえる、相談できる食事サービス）の構築に向け、食事サービス事業のあり方に関する報告書並びにロードマップに沿いながら、課題に取り組んでいく。」

「2. 生活支援コーディネート事業」

「生活支援コーディネート事業は、ひとり暮らしの高齢者等の日常生活で生じる「ちょっとしたお困りごと」を「住民参加型」の仕組みにより支援する取組である。引き続き、ふれあい給食への出張説明など、事業の周知・広報を強化し、地域での孤立防止に努めていく。」

「3. 在宅福祉サービスに関する相談事業」

「在宅福祉サービスに関する相談事業に関しても、引き続き、高齢者、障害者、病弱者並びにひとり親家庭等の総合相談の窓口として、地域包括支援センターや地域の機関と連携しながら、在宅生活を支援していく。」

「5. 調布市地域包括支援センターゆうあい事業」

「平成 25 年度に引き続き、高齢者と家族の総合相談窓口として、ワンストップサービスを提供し、セーフティネットの機能を果たしていく。市内最大の高齢者人口を抱える地域包括支援センターとして、多くの高齢者や複雑な課題を抱える利用者等とのかかわりを通じて発見することができる地域の課題やニーズについて確認をしていく。そして、この地域に不足している資源、必要な支援について、「できる限り住み慣れた地

域で、最期まで尊厳をもって生活できる」ことをかなえるため、市民、行政、介護保険事業者とともに考えていく。地域ケア会議では、地域の方々の顔の見える関係づくり、介護教室や認知症サポーター養成講座等では、医療・保健・福祉等に関する普及啓発を行う。平成 26 年度は地域特性の理解を深め、地域包括ケアシステムの構築をさらに進める年となるよう努める。」

「7. デイサービスぷちぼあん事業」

「デイサービスぷちぼあん」は、認知症高齢者が日中生活される通所介護施設である。「自分らしい」生活を支援するサービスを提供するため、行政や他機関との連携をするとともに、ぷちぼあん運営協議会の協力をいただき運営している。

平成 26 年度は、地域開放支援事業として、近隣の方々にぷちぼあんを知っていただく目的で、運営協議会主催のバザーを、10 月に地域交流会として予定されている。開催についての広報活動は、運営協議会メンバーがご近所にチラシを入れてお知らせする。今後は、常設のチラシ箱の設置など、協議会の協力を得ながら広報活動を進めていく。」

「8. 調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業」

「国領デイサービスでは、ご自身で通うことができる元気な高齢者から重度の要介護者や、虐待などを含め、適切な介護を受けられていない方、また、その可能性のある方など、多くの問題を抱えている高齢者を受け入れている。引き続き、地域のセーフティネットとして、関係機関と連携を密接に行い、柔軟に対応していく。

平成 26 年度は、昨年実施したアンケート調査の結果、寄せられた祝日の利用希望や継続的に見守りが必要な利用者への対応から、体制や時期を見極めながら、祝日開所に向け検討していく。また、介護保険制度改正により介護予防通所介護が地域支援事業に移行されるなど、影響があることから、今後の事業展開については、調布市の動向を見定め、決定していく。」

「9. 低栄養予防事業」

「低栄養予防事業は、引き続き、要介護状態を予防するための栄養状態の維持、増進を図っていく。」

「10. 軽度生活援助事業」

「軽度生活援助事業は、介護保険で非該当と判定された単身高齢者などの方を対象に、日常生活上のホームヘルプ支援を、引き続き、住民参加のノウハウや経験と技術を生かしながら、専門職と協力会員との協働による取組を進めていく。」

「Ⅱ. 市民福祉及び地域福祉の増進のための普及啓発、人材育成並びに調査研究開発事業」

「13. 普及啓発事業」

「普及啓発事業は、福祉講演会、機関紙、ホームページ等による広報、生きがい介護予防講座等、多岐にわたっている。平成 26 年度においては、公社の認知度向上や家族介護者支援の取組を進めるため、機関紙「ほっとらいん特別号」を年 2 回に増刊する。また、認知症サポーター養成講座などの機会を活用し、広報の強化を行う。

重点事業の「家族介護者を支援する取組」について「だれでもカフェ（認知症カフェ）」をモデル事業として開催し、家族介護者支援の取組を進めていく。」

「14. 人材育成事業」

「一般の市民から、福祉を学んでいる学生、実際に働いている専門職と幅広い方々の「学びの場」を提供し、公社の持つ専門性や知見を生かしながら、介護や地域福祉の担い手となる人材を育成する。」

「15. 調査研究開発事業」

「公社は、総合的に在宅サービスを実践することにより、福祉・保健・医療の関連情報を収集し、実践から得た知見をもとに社会的なニーズを多面的に把握してきた。関係機関の協議会等に積極的に参加し連携することで、お互いに情報共有を図り、地域福祉のさらなる向上に努めていく。」

「26年度の新しい3事業は次のとおりである。

①支援者の課題として大きくなっている「高齢者の孤立予防の取組」について、平成26年度は、「セルフネグレクト」について、公開研修会の開催、公社内の利用者の実態、支援内容について、調査分析を行い、検討していく。

②重点事業の一つに挙げている、平成27年度からの介護保険制度改正に向けては、公社内でプロジェクトチームを設置し、公益法人として取り組む地域包括ケアシステムの検討を行う。

③介護保険制度改正に対応する公社事業計画を実施していくため、必要となる施設改修の計画についても、プロジェクトチームを設置し、市と協議しながら検討していく。」

評議員より、「祝日のデイサービスを計画されているようだが、食事づくりなど、人数的に協力会員の確保は大丈夫なのか」との質問があり、事務局より「祝日デイサービスはレストランの活動という形で提供がある。常時5人程度の協力会員で食事づくりをしている。2名程度の増員で対応ができるかと思う。祝日以外のデイサービスの提供がある日と同様の形で体制を構築し行っていきたいと考えている。現在、ベテランのおなかまランナーの協力会員の調理の方々が世代交代のときになっている。市の認知症サポーター養成講座とタイアップし、その場をかりて住民参加型事業の紹介をさせていただき、協力会員活動の広報をしている。そのような広報の場を生かし、協力会員の担い手を増やしていきたい」との答弁があった。

評議員より、「生活支援コーディネート事業の「ちょこっとさん」と、軽度生活援助事業は、費用が、片や300円、片や170円で、マニュアルのようなものがあれば問題ないと思うのだが、内容的に分けられるものなのか」との質問があり、事務局より「生活支援コーディネート事業「ちょこっとさん」は、ゆうあいの自主事業で、単身の高齢者の方々が自立した生活を送れるためにちょっとした手助けをするという形で、基本的に継続的な支援ではなく、緊急性がない、単発のイメージで、具体的には、電球交換、荷物の上げ下ろし等で、1回当たり300円である。軽度生活援助事業は、介護保険制度の非該当者で、日常的な生活のサポートが必要な方々に対して継続的な支援をしている。市の施策事業なので、住民税の非課税世帯に安価な料金設定でサービスを提供している。」との答弁があった。

評議員より、「機関紙は公社の事業を周知するには非常に大事なツールだと思うが、「ほっとらいん」を発行し、これに対する市民や協力会員の方々の意見は聴取をされて

いるのか。費用的にも、賛助会員をたくさん集め、担っていただくのも大事な要素だ
と思うが、この辺に対する取組を聞かせてほしい」との質問があり、事務局より「26年
度の4月に公社の事業計画説明会を行う。公社の事業計画等を協力会員、市民の方に説
明し、そういった場での意見等を反映して、今後の広報活動等の参考にし、取り組ん
でいく。賛助会員については、年の初めに登録継続のお願いをしている。協力会員も
含め、賛助会員の拡大に努めていく」との答弁があった。」

以上の質疑応答後、原案のとおり了承された。

イ 報告第2号 平成26年度収支予算について

事務局より次のように報告があった。

「事業別の予算は、小科目別に資金収支を集計したものである。平成26年度の予算総額
は6億447万4,000円、前年度比較で298万6,000円の減額となっている。

「3 事業収入」は、前年度対比で410万9,000円の増額を見込んでいる。内容としては、
「2 介護保険事業収入」において、訪問介護事業における援助時間の減少に伴い、417
万9,000円の減額を見込んでいる。

「7 受託事業収入」は、前年度対比861万5,000円の増額を見込んでいる。これは主に
「3 在宅サービスセンター受託事業収入」において、消費税率の変更や人事異動によ
る人件費の増額である。

「4 補助金等収入」の「1 地方公共団体補助金収入」では、1億9,219万7,000円、前年
度対比で693万6,000円の減少となっている。これは主に、25年度で予算化した固定
資産取得支出の事業完了により、26年度は見込んでいないこと、また、各事業費にお
ける経費按分の見直しに伴い、補助金対象額が減少したことによるものである。

支出について説明する。「1 高齢者・障害者等支援事業」において、1,107万5,000円
の増額となっている。その要因としては、「1 事業費人件費」における栄養士1名の
増員等により、586万3,000円の増額をしたことを初め、人事異動に伴い人件費が他
の事業から振りかえられたことで、「5 居宅介護支援事業費」の人件費や、「10 在宅
サービスセンター受託事業費」の人件費が増額し、「8 訪問介護事業費」の人件費を
減額するなど、高齢者・障害者等支援事業で人件費が約740万の増加となった。

また、事業費においては、消費税率や各事業費における経費按分の見直しにより、「2
有償福祉サービス事業費」において83万1,000円の増額及び「10 在宅サービスセン
ター事業費」において735万5,000円の増額となっている。

「2 普及啓発・人材育成調査研究事業」においては、117万9,000円の増額となっている。
これは、主に「1 普及啓発事業費」の「2 機関紙発行事業費」における、機関紙「ほ
っとらいん特別号」の増刊に伴う印刷発行費によるものである。

「3 管理費」については、946万5,000円の減額となっている。主な要因としては、「1
管理費人件費」において、人事異動及び任用替え等により550万7,000円の減額を、
また、「2 一般管理費」において、主に事業費の経費按分の見直しにより395万8,000
円の減額をしたことによるものである。

収支予算書（節科目集計）は、各事業の科目別の予算見積りである。

収支予算書（正味財産増減予算書）は、これまで説明した各事業の収支予算を集約し、

正味財産の増減をあらわした予算書になる。

「Ⅰ 一般正味財産増減の部」，(1) 経常収益では，「3 事業収益」の 3 億 8,996 万 6,000 円を初めとし，合計は，経常収益計のとおり 5 億 9,661 万 5,000 円を見込んだ。

経常費用については，「1 事業費」及び「2 管理費」の合計とし，経常費用計のとおり 5 億 9,899 万 5,000 円を見込んだ。

これにより，経常収益から経常費用を控除した当期経常増減額は，マイナス 238 万円となる。この主な要因は減価償却費によるものである。

これにより，平成 26 年度の正味財産期末残高は 3 億 8,250 万 6,709 円となる。」

「評議員より，「基本的にゆうあい福祉公社の事業については，委託事業，補助事業，自主事業と三つのなりたちがあるかと思う。今年度においては，自主事業でなかなか経営がうまくいっていなかった部分もあるかと思う。平成 27 年度以降，介護保険法が改正をされ大幅な変更が行われる予定で，公社においても，国の動向を見据えて適正な事業運営ができるように，さまざまな計画の見直しを行っていただきたい。もう一点は，自主事業の部分については，公社なので儲ける必要はないとは思いますが，損益を出すとといったことに立ち至っては，理事，評議員の責任もあるかと思う。5 月に決算の審議があるかと思うが，各事業の出と入りをお示しいただきながら，適正な事業執行，予算執行に努めていただければと思っている」との意見があり，事務局より「27 年度の介護保険法の改正という大きな問題がある。今回の改正のメインとなっている，とりわけ介護保険給付が一部地域支援事業に移ることによって，公社の訪問介護事業並びに通所介護事業に大きな影響が出てくる。全体として，住民参加型事業についてどのようにしていくかが大きな問題になってこようかと思う。いずれにしても，公社は今の事業をそのままの規模で続けていくことについては，今後のことを考えると非常に難しくなってくる。前向きに少しずつ事業を拡大しながら，やれるものについてはやっていくという方向性を打ち出していく必要があると感じている。

自主事業等を含め，事業の関係では，公社は，一つはセーフティネットとしての機能，そういったエトセトラの問題を抱えている。今回，公益法人をとって行く中で，一体全体民間と公社との違いは何か論議になったが，公社としては，特に地域の中のセーフティネットの問題については，きっちりそこを受けていく必要がある。だからといって，経営自体が赤字でいいという話にはならない。そうした中においても，黒字に向けて，今後頑張っていきたい」との答弁があった。」

「評議員より，「そういった方向で事業を見直していただけると非常に心強く思う。ゆうあい福祉公社が行っているさまざまな事業，とりわけ委託事業，補助事業については，この地域のセーフティネットとしての機能ということが高く評価している。ただ，セーフティネットと単に言葉で表現しても，実態としてどういう形で市民の最終的な網になっているのか，市民が本当に安心していただけるのかという具体的な例がなかなか伝わってこないのも，今後，例えばそのセーフティネットであることの量的・質的な調査も含め，検討いただければ幸いに思う」との意見があった。」

以上の質疑応答後，原案のとおり了承された。

(6) その他事項

議事録の公開について

事務局より次のように報告があった。

「調布ゆうあい福祉公社は、平成 24 年度より公益財団法人に移行した。公益財団法人は、その公益性から公益認定法に基づき、財産目録等について情報開示が義務づけられている。調布ゆうあい福祉公社では、既に、定款、事業計画書、事業報告書、収支予算書、財務諸表、役員名簿、中期計画などをホームページ上でも公開しているが、評議員会の議事録についてはまだ公開をしていない。昨年 6 月に開催された平成 25 年調布市議会第 2 回定例会において、市の監理団体の経営状況を知る上で、理事会・評議員会の議事録を見ることは重要であり、市は監理団体に対し、団体情報を積極的に公開するよう指導を行うように要望があり、そのことを受け、公社においても議事録を公開することとし、既に理事会議事録については今年度分から公社ホームページに公開している。

公開に当たっては、毎回評議員会にお諮りするものではなく、議事録より要点を抜粋し、評議員会での発言者及び議事録署名人に確認をいただいた後にホームページで公開する。

本日配付の資料 1 の 1 ページ以降が、さきに開催された平成 25 年度定時評議員会の議事録をもとに必要な点を抜粋し作成した公開用の要約版となっている。内容に疑義がある場合は、平成 26 年 4 月 7 日までに事務局まで連絡願いたい。特に問題がなければ、期日以後、速やかに公社ホームページにて公開する。

また、本日の平成 25 年度第 1 回臨時評議員会の議事録についても、事務局で調整をし、発言者及び議事録署名人に後日送付するので、確認願いたい。」

質疑はなく、原案のとおり了承された。

以上で、本日の案件について全て終了した。